

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人金沢大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 4 条の規定に基づき、教育職員の職務とその責任の特殊性を考慮し教育職員の人事について規定する。

(定義)

第 2 条 この規程において「教育職員」とは、教員及び部局長の職にある者をいう。

2 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教、助手、教頭、**主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭**及び外国人研究員の職にある者をいう。

3 この規程において「部局長」とは、金沢大学学則第 20 条第 1 項に定める部局長をいう。

第 2 章 人事、懲戒及び服務

第 1 節 大学の教育職員

(併任、採用及び昇任の方法)

第 3 条 部局長への併任並びに教員の採用及び昇任は、選考による。

2 **学域長**、研究科長、**研究域長**、**附属病院長**及び研究所長(以下「**学域長等**」という。)への併任のための選考は、**当該学域**、研究科、**研究域**、**附属病院**及び研究所の**教育研究会議**、**教授会**又はこれに相当する**委員会**(以下「**教授会等**」という。)の議に基づき、学長が行う。

3 前項以外の部局長への併任のための選考は、教育研究評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。

4 教員の採用及び昇任のための選考は、教育研究評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会又はこれに相当する委員会(以下「教授会等」という。)の議に基づき学長が行う。

5 前項の選考について教授会等が審議する場合において、その教授会等が置かれる組織の長は、金沢大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会等に対して意見を述べることができる。

(配置換・出向)

第 4 条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して配置換若しくは出向を命じられることはない。

2 教育研究評議会は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 教育研究評議会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後 14 日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

4 教育研究評議会は、第 1 項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

5 前 3 項に規定するもののほか、第 1 項の審査に関し必要な事項は、教育研究評議会の議に基づき、学長が定める。

(降任及び解雇)

第 5 条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して解雇されることはない。降任についても、同様とする。

2 第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(休職の期間)

第 6 条 教員の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、教授会等の議に基づき学長が定める。ただし、休職の期間は、就業規則第 13 条に定める期間を超えることはできない。

(懲戒)

第 7 条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(服務)

第 8 条 教育職員の服務については、就業規則(第 3 章)の定めるところによる。

(勤務成績の評定)

第 9 条 教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、教員及び学域長等(教授会が設けられている部局の長を含む。)にあっては、**教授会等**の議に基づき学長、その他の部局長にあっては、教育研究評議会の議に基づき学長が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、教育研究評議会の議に基づき学長が定める基準により、行う。

第 2 節 附属学校の校長及び教員

(採用及び昇任の方法)

第 10 条 教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、学長が行う。

2 校長への併任は選考によるものとし、その選考は、**人間社会学域教育研究会議**の議に基づき、学長が行う。

(試用期間)

第 11 条 就業規則第 7 条の規定にかかわらず、**幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校**(以下「**附属学校園**」**という。)**の教諭の試用期間は 1 年とする。

2 公立学校において教諭、助教諭及び講師(以下「**教諭等**」**という。)**としての経験を 1 年以上有する教諭等については、前項の規定は適用しない。

(休職の期間及び効果)

第 12 条 教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満 2 年とする。ただし、学長が、特に必要があると認めるときは、その休職の期間を満 3 年まで延長する。

(初任者研修)

第 13 条 学長は、**附属学校園**の教諭に対して、その採用の日から 1 年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「**初任者研修**」**という。)**を行う。

2 学長は、初任者研修を受ける者(次項において「**初任者**」**という。)**の所属する学校の教頭、**主幹教諭**又は教諭のうちから、指導教員を命じる。

3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行う。

4 第 1 項の規定は、**公立学校**の教諭等として既に初任者研修を受けた教諭には適用しない。

(10 年経験者研修)

第 14 条 学長は、**附属学校園**の教諭に対して、その在職期間(**私立学校**の教諭等としての在職期間を含む。)が 10 年(特別の事情がある場合には、10 年を標準として学長が定める年数)に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から、施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から、施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。